

点数誤通知など15件

高速3社 全数調査で判明

NEXCO西日本など高速道路会社3社は、このほど、昨年4月以降の車両制限令違反者に対する違反点数の通知について、全数調査

を実施した結果、誤った点数の通知などが15件あったことを明らかにした。

これは、実際には車両制限令違反をしていない大和運輸（京都市）が違反を行っていると誤認識し、同社が所属する事業協同組合に対して、違反点数を誤通知していたことが

原因は、違反点数集計時の確認、チェック不足や集計ミス等により、違反事象の同名他社のものと取り違えや誤った点数の通知などが発生したとしている。

この誤通知の判明を踏まえ、高速道路会社3社は今年3月から誤通知がなかったかどうか調査を実施。大和運輸のような同名他社に誤って通知した事案はなかったが、誤った点数の通知4件、通知漏れ11件があったことが判明した。

車両制限令違反の現場取締り時に、違反車両の会社に電話連絡し、違反内容や車両ナンバーなどを確認し、違反会社を正確に特定する②重複通知や集計ミスを徹底的に排除するため集計結果を各道路会社で共有し確認する③違反点数の通知文書を発出する前に、違

反した組合員に事前連絡するーなどとしている。

また、特筆すべきは、業界関係者の要望に応じて、違反点数の通知の際に、組合員の違反点数だけでなく、違反の内容についても協同組合に知らせ、違反の事実を確認できるようにする、とした点だ。

一方、業界関係者は今回の再発防止策に一定の評価をしながら「車両単位割引という、プレートナンバー、ETCコーポレートカード、ETC車載器の三位一体の使用を前提とした割引を実施していないが、そのデータが違反点数の通知に反映されないのはなぜか。違反データを手

入力で行っていること自体が驚きだ」と話している。